

対象事業者

- 1 対象業種
製造業、金属鉱業、電気・ガス業等の23業種
- 2 常用雇用者数が21人以上の事業者
- 3 対象化学物質の年間取扱量が1トン以上の事業所を有する事業者
発がん性物質は0.5トン以上

以上の3つの条件に該当する事業者が、事業所ごとに、毎年4月1日から6月30日の間に届出を行う